

転入・転校の流れ

他市から豊橋市へ (転入)

※豊橋市へ引っ越し後転入
の手続き

豊橋市内間で (転校)

※引っ越し後手続き

豊橋市から他市へ (転出)

※引っ越し予定日の2週間前
から転出の手続きができる

豊橋市役所1F市民課、または各窓口センターで住民票の異動手続きをする
※同時に、転出入手続きもできる(外国籍の方は学校教育課で転出入手続きを行う)
【交付される書類】 ①転入学指定通知書

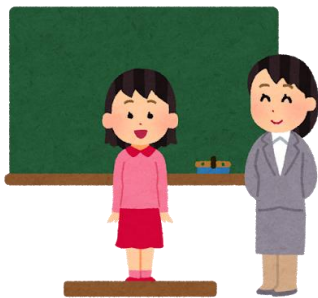


指定された校区の学校へ
手続きに行く

<持参書類>
①転入学指定通知書

④在学証明書
⑤転学児童生徒教科用
図書給与証明書

※上記の④と⑤は、
前学校より交付される



現在在籍している学校へ
手続きに行く

<持参書類>
①転入学指定通知書

【交付される書類】
④在学証明書
⑥給食申込書
⑦スポーツ振興センター
加入同意書

※上記の⑥と⑦は、前学校
に提出済のものを新学校
でも引継ぐため送付する

新しい学校へ手続きに行く

<持参書類>
①転入学指定通知書
④在学証明書
⑥給食申込書
⑦スポーツ振興センター
加入同意書

現在在籍している学校へ
手続きに行く

<持参書類>
①転入学指定通知書

【交付される書類】
④在学証明書
⑤転学児童生徒教科用
図書給与証明書

転出先市役所へ転入の手続き
に行く
※具体的な手続き方法につい
ては、転出先市町村の指示
に従う

新しい学校へ手続きに行く

<持参書類>
④在学証明書
⑤転学児童生徒教科用図書
給与証明書